

○ 定員管理の在り方

(2) 給与の適正化

特殊勤務手当の見直しについて

1 特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、地方自治法第 204 条第 2 項の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に支給することができるものとされている手当であります。

2 人事院勧告の内容について

人事院においては、特殊勤務手当ごとの実態等を精査して、手当の支給実績が極めて低いもの、特殊性が薄れていると考えられるものを中心に見直しを進め、平成 16 年及び 17 年に見直しを行い、今後も引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを進めることとしています。

3 特殊勤務手当実態調査の結果の公表及び見直しの要請について

総務省は、平成 15 年度における都道府県等の特殊勤務手当の支給状況の実態を調査し、その結果を平成 16 年 12 月に公表するとともに、それぞれの団体における見直しの取組みをより一層促すため、総合的な点検を行うよう要請したところであります。

4 市町村等の合併時における取組方針等について

津地区合併協議会においては、「一般職に属する職員の給与調整に係る方針について」を協議し、この中で、特殊勤務手当については、総務省による見直しの取組み要請を踏まえ、時代の変化に応じて、対象業務に対する支給の必要性及び妥当性を検証し、合併までに調整することと決定し、平成 18 年 1 月 1 日の市町村等の合併時には、市税・国民健康保険料の賦課徴収事務への従事等に対する月額支給の廃止及びごみの収集・処分業務への従事に対する支給など、その支給方法が月額となっている手当については、日額又は件数当たりの額での支給への切り替えを行い、現行の 16 種類 35 項目の特殊勤務手当となっているところであります。

5 今後の取組方針について

人事院勧告及び総務省の見直しの要請を踏まえ、支給対象となる職員の範囲、対象業務に従事する職務の内容、支給基準等について、必要性及び妥当性を検討するため、次の視点により見直しを行うものとします。

- (1) 業務の外部委託の進展等により手当の支給実績が極めて低いもの
- (2) 技術の進歩、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているもの
- (3) 他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を必要とするもの
- (4) 国の支給基準に照らし、当該支給基準の見直し及び支給基準の明確化を必要とするもの
- (5) 対象業務内容が類似する手当の種類又は項目の整理・統合を必要とするもの

類似団体等特殊勤務手当一覧表

種 類	津 市	青 森 市	盛 岡 市	福 島 市	長 岡 市	福 井 市	四 日 市 市	大 津 市	鳥 取 市	松 江 市	山 口 市	桑 名 市	鈴 鹿 市	松 阪 市	伊 勢 市	件 数 計
市税事務及び税外収入事務に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	14
火葬業務及び斎場業務に従事する職員の特殊勤務手当	-	○	○	-	○	○	×	○	×	○	×	×	○	○	×	8
汚物の収集、運搬又はごみ処理施設等に勤務する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
毒物、劇物を取り扱う職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	○	9
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	13
保育所等に勤務する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	10
行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
感染症防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
モータースポーツ競走場等公営事業に勤務する職員の特殊勤務手当	○	-	×	×	×	○	-	-	×	×	×	×	×	-	×	2
公共用地の取得交渉業務又は建築物の移転等の補償交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	13
土木・公園労務作業に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	12
住宅の事務に従事する職員の特殊勤務手当	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
汚水の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	10
消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	11
学校給食の調理に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
特殊な現場において業務に従事した職員の特殊勤務手当	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	5
法令の規定に基づき技術管理者等として関係省庁に届出をした職員に対する特殊勤務手当	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	3
ボイラー作業、高圧電気の取扱作業等の危険な作業に従事する職員の特殊勤務手当	-	○	○	-	○	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	7
災害業務に従事する職員の特殊勤務手当	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	8
夜間勤務（日曜日等、年末年始、深夜勤務、交替制勤務及び早朝勤務）による業務に従事する職員の特殊勤務手当	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	14
件数計	16	16	14	14	13	18	10	12	8	12	14	7	14	7	13	

注1：各市において、当該手当を支給しているものには「○」を、支給していないものには「-」を、対象となる業務の無いものには「×」で表す。

注2：他市の特殊勤務手当において、本市にその対象となる業務の無い当該手当にあっては、記載を省略する。